

日本を美しくする会の皆様

拝啓

三寒四温の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は何かと会の運営にご理解、ご協力を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、先だつての総会で、認定NPO法人の更新審査ができなかったことで、しばらくの期間『認定』が使用できなくなる旨をご説明させていただきました。認定更新申請ができなくなった理由を、再度ご説明させていただきます。

何とぞ、ご理解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

*** 記 ***

認定NPO法人の認定期間が令和7年3月30日までのため、昨年9月から12月の間に更新申請の準備を進めてまいりました。

認定更新にあたり、大きな基準のひとつに「5年間の実績判定期間における受入寄附金総額の70%（以下、事業費率という）以上を特定非営利活動の事業費に使っていること」という条件があります。今回の実績判定期間は令和元年から令和5年までの5年間が対象で、この5年間にはコロナ禍の期間が含まれており、寄附金収入はありましたが、事業活動がほとんどできなかったため事業支出が少なく、その事業費率が70%を大きく下回る結果となってしまいました。

その旨を東京都NPO法人担当に、コロナ禍を理由に配慮できないかと相談しましたが、内閣府からコロナ禍を要因とする特例事案が提示されていないことを理由に、認めていただけませんでした。

現状の「認定期間は令和7年3月30日まで有効であるため、直後に認定NPO法人の新規申請を促されました。ただし、認定までには最低6ヵ月以上かかる」とのアドバイスをいただき認定NPO法人の資格を取得することを目指すことにいたしました。

令和7年3月31日から許可が降りるまで、NPO法人として活動します。尚、認定取得までの期間を最小限にするべく本部役員ならびに事務関係者一同、鋭意努力して参ります。

そして、この度の更新がかなわなかった原因は、単に事業支出の比率が一定の期間 70%を下回ったことだけではありません。事業費率は「直接原因」であり、「根本原因」は、会を運営する立場と管理する立場の両輪、すなわち本部全体にいたらぬ点（原因）があったことを深く反省して心からお詫び申し上げます。今後は二度とこのようなことが起きないように体制の見直しを図って参ります。

会長として、就任にあたり鍵山相談役のご逝去、新体制、またこの認定更新という局面を迎えるにあたって、更なる皆様からのご理解とご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月吉日

特定非営利活動法人 日本を美しくする会
会長 富田 浩志

※皆さまならびにお知り合いの方の中で、認定資格がない期間に寄附金をお振込いただく計画がおありの方はお振込の前に会本部にご一報くださいますよう、お願い申し上げます。